

○高島市立学校の就学指定校の変更および区域外就学に関する取扱要綱

平成19年11月30日

教育委員会告示第22号

改正 平成23年2月22日教委告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第8条の規定する就学指定校の変更および第9条の規定する区域外就学に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定校の変更)

第2条 令第8条の規定に基づき、高島市に住所を有する児童生徒の保護者から就学指定校の変更を求める申立がされた場合において、別表第1に掲げる理由のいずれかに相応すると認めるときは、就学指定校を変更することができる。ただし、保護者の希望する学校において施設および学級増などにより、学校経営・管理に著しい不都合が生ずる場合は、この限りでない。

2 前項により就学指定校の変更の申立をしようとする保護者は、就学指定校変更許可申請書(様式第1号)を添え、教育委員会に届出てその許可を受けなければならない。

(区域外就学)

第3条 令第9条の規定に基づき、他市町村に住所を有する児童生徒の保護者から高島市立小学校または中学校への区域外就学の申立がされた場合において、別表第2に掲げる理由のいずれかに相応すると認めるときは、当該児童生徒の住所の存する市町村教育委員会と協議の上、これを承諾することができる。

2 前項により区域外就学の申立をしようとする保護者は、区域外就学承諾申請書(様式第2号)を添え、教育委員会に届出てその承諾を受けなければならない。

(違反の規制)

第4条 この規則に違反して他の就学指定校に通学し、または入学した者については、教育委員会は、直ちに保護者に対し正当な就学指定校への変更を命ずることができる。

制定文 抄

平成19年12月1日から適用する。

改正文(平成23年2月22日教委告示第4号)抄

平成23年3月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

変更の理由	許可の範囲	許可の期限
小学校6年生年度途中または中学校3年生年度途中の転居	通学の安全な範囲	卒業まで
学期途中の転居	通学の安全な範囲	学期末まで
両親が共働きまたはひとり親家庭等で帰宅時において保護者またはそれに代わる家族がない場合	通学の安全な範囲	理由が解消するまで 年度ごとに更新
住宅の新改築または転居予定等により、一時的に通学区域外から通学する場合、または住民票の先行異動による場合	通学の安全な範囲	年度末まで 学期ごとに更新
指定校以外の学校が明らかに近い場合	通学の安全な範囲	卒業まで
指定校では取り組むことのできない教育活動または部活動に積極的に取り組みたい場合	通学の安全な範囲	年度末まで 年度ごとに更新
家庭的な事情や不登校・いじめに関する事情、健康上または身体的な理由による場合	必要最小限の期間	理由が解消するまで 年度ごとに更新

別表第2(第3条関係)

区域外就学の理由	承認の範囲	承認の期限
小学校6年生年度途中または中学校3年生年度途中の転居	通学の安全な範囲	卒業まで
学期途中の転居	通学の安全な範囲	学期末まで
両親が共働きまたはひとり親家庭等で帰宅時において保護者またはそれに代わる家族がない場合	通学の安全な範囲	理由が解消するまで 年度ごとに更新
住宅の新改築または転居予定等により、一時的に通学区域外から通学する場合、または住民票の先行異動による場合	通学の安全な範囲	年度末まで 学期ごとに更新
家庭的な事情や不登校・いじめに関する事情、健康上または身体的な理由による場合	必要最小限の期間	理由が解消するまで 年度ごとに更新
特別な家庭事情により現居住地に住民登録ができない場合	必要最低限の期間	理由が解消するまで 年度ごとに更新